

小田原市立病院内保育所運営業務委託公募型プロポーザル審査基準

本書の位置付け

小田原市立病院内保育所運営業務委託公募型プロポーザル審査基準は、小田原市（以下「発注者」という。）が、小田原市立病院内保育所運営業務委託を発注する事業者の募集及び選定を行うに当たって、本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加事業者」という。）の中から、最優秀提案者を選定するための方法及び評価項目等を示し、参加事業者の提案に具体的な指針を与えるものであり、参加事業者へ公表する公募型プロポーザル実施要領の一部とする。

1 評価方法

- (1) 最優秀提案者の選定は、客観的評価と業務提案書評価及び価格点により行う。
- (2) 客観的評価は、事務局が業務実績書（「8 参加意思表明書の提出（3）提出書類」）により行う。
- (3) 業務提案書評価は、選定委員会が企画提案書並びに、プレゼンテーション及びヒアリングにより行う。
- (4) 価格点は、運営費見積書（「9 企画提案書等の提出（4）提出書類及び提出部数」）により算出する。

2 評価項目及び得点化基準

評価一覧

| 評価項目 | 評価配点 | 備考 |
|--------|------|---------|
| 客観的評価 | 50点 | |
| 企画提案評価 | 625点 | 125点×5人 |
| 価格点 | 50点 | |
| 総合計 | 725点 | |

(1) 客観的評価

ア 評価項目

| 評価項目 | 評価基 | 評価点 |
|------|--|-----|
| 受託実績 | ・参加意思表明書の提出日から起算して過去5年間に受注し、かつ12ヶ月以上継続して履行した実績（最大5件×10点） | 50 |
| 合計 | | 50 |

イ 得点化基準

| 評価項目 | 得点化基準 |
|------|-------------------------------------|
| 受託実績 | 業務実績 1 件当たり 10 点を加点する。 (最大 5 件分) |

(2) 企画提案評価

ア 評価項目

| 評価項目 | 評価基準 | 評価点 | 重要度 |
|------|--|-----|-----|
| 業務体制 | ・ 保育所運営についての基本理念、運営方針が明確であり、共感できる | 10 | 2 |
| 業務内容 | ・ 保育内容（年間保育計画、デイリープログラム、教材、行事、年齢別のプログラム等）が充実している | 20 | 4 |
| | ・ 安全管理、健康管理、衛生管理に関する体制やマニュアルが整備されている | 10 | 2 |
| | ・ 危機管理（防犯、災害）に関する体制が整備されている | 10 | 2 |
| | ・ 保護者との連絡方法、苦情や要望に対する体制が整備されている | 5 | 1 |
| | ・ 病院との連絡体制、運営状況報告（書類整備等）についての体制が整備されている | 5 | 1 |
| 人員計画 | ・ 保育士の配置数、配置基準が適正である | 25 | 5 |
| 雇用管理 | ・ 実務経験年数、経歴等から判断し経験豊富な保育士が配置できる | 15 | 3 |
| | ・ 保育士の資質向上に対する取り組みがある | 5 | 1 |
| | ・ 保育士に対する健康診断、検便等を定期的に行う体制が整備されている | 5 | 1 |
| 独自性 | ・ 保育所の特徴（独自性、優位性）となるプログラムがある | 5 | 1 |
| その他 | ・ 事業開始までのスケジュールについて、計画性や実行性がある | 10 | 2 |
| 合計 | | 125 | |

イ 得点化基準

| 評価項目 | 得点化基準 |
|--------|-----------------|
| 業務体制 | 評価点は、重要度×素点とする。 |
| 業務運営内容 | |

| | |
|----------|--|
| 人員計画 | 【素点】 極めて優れる…5 優れる…4 相当…3 やや劣る…2 劣る…1 不適格…0 |
| 雇用管理 | |
| 独自性 | |
| 計画性及び実行性 | |

【価格点】

参考見積書を対象として、次に示す方法に基づき価格点を付与する。なお、見積金額が提案上限額を超過している参加事業者は失格とする。

- ・参加事業者のうち、価格が最も低額であるものを第1位とし、価格点の満点である50点を付与する。
- ・その他の参加事業者の価格点は、第1位の見積金額（最低価格）と当該参加事業者の見積金額との比率により算出する。算出した得点の小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める。

$$\text{価格点} = 50 \text{点} \times \left(\frac{\text{最低価格}}{\text{当該見積価格}} \right)$$

3 最優秀提案者の選定等

- (1) 企画提案審査終了後、選定委員会において、評価点の総合計が最も高い者を、最優秀提案者、次に高い者を次点提案者として選定する。
- (2) 評価点の総合計が最も高い者が同点で2者以上ある場合は、以下の項目順で点数比較を行い、得点が高い順に当該同点者の順位を決定する。
 - ア 業務内容
 - イ 人員計画
 - ウ 価格点
- (3) 選定委員会の過半数の委員から、評価項目のいずれか同一において0点と評価された場合は、失格とする。
- (4) 客観的評価及び企画提案書評価の評価点の合計が405点（60％）に達しない者は失格とする。
- (5) その他、不測の事態が生じた場合は、選定委員会の判断により協議の上決定する。